

議案第三十号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号及び第六号中「十万円」を「十一万五千元」に改める。

第六条第一項第二号中「十万円」を「十一万五千元」に、「十六万二千元」を「十九万八千元」に改める。

第二十条第三項中「十六万二千元」を「十九万八千元」に、「十万円」を「十一万五千元」に改める。

第二十二条第二項の表中「十六万二千元」を「十九万八千元」に、「二十万四千元」を「二十四万五千元」に、「十万円」を「十一万五千元」に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。